

## 佐賀県告示第二百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十二年六月二十二日

佐賀県知事 古 川 康

### 一 施行者の名称

小城市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

牛津都市計画下水道事業 小城市公共下水道（牛津処理区）

### 三 事業施行期間

平成十年五月十五日から平成二十五年三月三十一日まで

### 四 事業地

#### (一) 収用の部分

変更なし

#### (二) 使用の部分

平成十年佐賀県告示第三百四十号、平成十五年佐賀県告示第五百八十八号の事業地のうち、小城市牛津町大字乙柳字乙籠二角、字乙籠九角、字乙籠十二角、字乙籠十三角、字乙籠二十角、字上籠五角、字下籠一角、字下籠五角、字下籠二十角、字下籠三十一角、字下籠三十二角、字立籠二角、字立籠三角、字立籠十角、字立籠十一角、字立籠十四角、字立籠十五角及び字立籠十六角、大字柿樋瀬字柿一角、字柿二角、字柿三角、字柿六角、字江三角、字練一角及び字練二角、大字勝字一籠、字一本松、字八本松、字前満江、字大戸ヶ里及び字黒木、大字上砥川字一本松、字二本松、字三本松、字二本柳、字三本柳、字七ツ江及び字大台並びに大字牛津字一本柳、字松籠及び字杉籠を変更する。